



令和 9 年度受験案内

名取市会計年度任用職員 保育士、児童厚生員、看護師、調理師 採用試験

名取市健康福祉部こども支援課

〒981-1292 名取市増田字柳田80番地

TEL (022) 724-7181

◎試験 日：令和8年11月29日（日）

◎申込受付期間：令和8年10月1日（木）～10月30日（金） ※必着

1 職種、職務の内容及び採用予定人員

番号	職 種	業務内容及び勤務時間※1（予定）	勤務 時間数	採用予定 人数
1	保育士	保育所での保育業務 平日 6：45～19：15 の間の変則勤務 土曜 6：45～18：15 の間の変則勤務	週 30 時間 または 週 35 時間	5 名 程度
2	児 童 厚生員	児童センターでの児童厚生業務 平日 9：00～19：15 の間の変則勤務 長期休業及び学校振替休日 8：00～19：15 の間の変則勤務 注）土曜日 8：00～17：15 の間の変則勤務 になる場合もあります。	週 29 時間 ※2	4 名 程度
3	看護師	保育所での保健衛生に関する業務、医療的ケア及び低年齢児の保育業務 平日 7：00～19：15 の間の変則勤務 土曜 7：00～18：15 の間の変則勤務	週 30 時間 または 週 35 時間	2 名 程度
4	調理師	保育所での給食調理業務 平日・土曜 8：30～17：15 の間の変則勤務	週 30 時間 または 週 35 時間	1 名 程度

※1 各種行事やシフトの都合上、勤務時間に変更がある場合があります。

※2 勤務時間数は、週 35 時間までの中で採用内定後に相談に応じますが、希望に沿い
かねる場合もあります。勤務場所や勤務時間数等の希望は、申込用紙の3ページ目に記
載してください。

- 保育所：増田保育所、名取が丘保育所、ゆりが丘保育所のいずれか。
- 児童センター：増田西児童センター（高館分館を含む）、名取が丘児童センター、愛島児童センター、館腰児童センターのいずれか。

＊正職員同様に定期的に人事異動があります。

＊シフト制による勤務に対応できる方を優先的に採用します。

2 受験資格

職 種	受験資格
保 育 士	保育士登録を受けている人、または令和9年3月31日までに登録を受ける見込みの人
児童厚生員	上記の保育士登録（見込）の人または教諭の資格を有する人（令和9年3月31日までに資格取得見込みの人も含む）、または学校教育法の規定による大学（短期大学含む）あるいは大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学または体育学を専修（専攻）する学科（研究科）を卒業した人など（令和9年3月31日までに卒業見込みの人も含む）
看護師	看護師免許を有する人
調理師	調理師免許を有する人

◎ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 名取市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日時及び試験会場

試験区分	内 容	試 験 日 時	試験会場
面接試験	適格性について、人物面からの試験	令和8年11月29日（日） ※面接試験の開始時間は受験人数により前後します。 個別に送付する受験票により集合時間等をお知らせします。	名取市役所 会議室

4 申込受付期間及び受験手続き

受 付 期 間	令和8年10月1日（木）～10月30日（金） 午前9時～午後4時30分。ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。 ※郵送の場合は、<u>10月30日（金）必着</u>とします。
申 込 方 法	専用の申込用紙（3枚セット＋指定の経歴書＋誓約書（誓約書は保育士、児童厚生員、看護師の場合必要））に必要事項を記入（6ヶ月以内に撮影した上半身の写真を添付）して、資格証明書（保育士の場合は「保育士証」、資格見込の場合は見込書）の写し、110円切手を貼った返信用封筒を添えて、こども支援課まで直接お持ちいただくか、郵送によりお申込み下さい。 ※児童厚生員を受験申込する人で、保育士または教諭の資格を有しない人については、受験資格の欄に記載されている学科の卒業証明書（見込書）を添えて下さい。 ※受験申込書は、健康福祉部こども支援課（市役所1階）窓口で配付するほか、市のホームページからもダウンロードできます。
受験票の交付	受験票は、同封された返信用封筒により送付します。 11月13日（金）までにお手元に届かない場合は、こども支援課へお問い合わせ願います。

5 合格の発表

可否を受験者全員に通知します。（12月11日頃発送予定）

6 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、口頭で開示を請求することができます。

ただし、電話、はがき等による開示の請求はできません。

7 採用及び報酬等

（1）身分及び報酬等

身分は短時間の「会計年度任用職員」です。

（2）報酬月額

※下記金額は、採用1年目の金額（令和8年4月1日現在）です。

保育士 月額 172,641 円～201,747 円（週30時間の場合）

児童厚生員	月額 166,886 円～195,022 円（週 29 時間の場合）
看護師	月額 192,975 円～210,438 円（週 30 時間の場合）
調理師	月額 159,723 円～172,641 円（週 30 時間の場合）

- 通勤手当（相当額）を別途支給します。
- 勤務時間数によっては、期末・勤勉手当を年間 2 回、支給します。
- 所定の勤務時間を越えて勤務を命じられた場合は、超過勤務手当（相当額）を支給します。
- 原則として共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金と雇用保険に加入します（勤務時間数によっては加入できない場合もあります）。
- 退職手当の支給はありません。

（３）任用期間

採用は令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までです。
勤務実績により再度の任用の可能性があります。

（４）勤務条件

1 ページの職種（番号 1～4）により勤務時間、勤務場所が異なります。児童厚生員については、変則勤務（シフト制）のため 1 日の勤務時間は変動しますが、週あたりの勤務時間数は週 29 時間を想定しています。ただし、週 35 時間までの中で、採用内定後に相談に応じます（希望に添えない場合もあります）。
主任保育士としての任用はありません。

8 その他

- （１） 保育士の任用にあたっては、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第 1 項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。
- （２） 令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に

従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、調理師を除く職種において、予め採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※詳しくは担当（こども支援課）までお問い合わせください。

